

記入例

利 用 基 準 調 查 票

令和〇年〇〇月〇日

住 所	目黒区上目黒2	丁目	19	番	15	号	目黒マンション201
児童氏名	目黒 次郎	保護者氏名	目黒 太郎				
現在、在籍している目黒区の学童保育クラブ名			学童保育クラブ				

【記入上の注意】「該当状況」には、保護者等別に記入してください。

- | | |
|------------------|--|
| 1 基準指数
該当する項目 | 保護者の要件によって、必要な提出書類は異なります。
必ず利用室内の 9-11 頁をご確認ください。 |
|------------------|--|

含みます。

類型		細目		該当状況 母 <input type="radio"/> 父 <input type="radio"/>
就労	「会社員・公務員など雇用契約をしている場合」 「自営の場合」 • 亲族経営の事業所と雇用契約をしている場合 • 会社経営・自営業の場合 (事業主) (第三者から就労の證明がとれない場合を含む) • 会社経営・自営業の場合 (協力者) * 事業中心者の補助的作業に従事し、給与が発生していない方。	週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	
			午後 4 時以降に勤務終了	○
			午後 3 時以降に勤務終了	
		週 4 日	午後 5 時以降に勤務終了	
			午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	
			午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	
		週 3 日	午後 5 時以降に勤務終了	
			午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	
			午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	
		週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	
			午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	
			午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	
就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等			
	疾病	入院		
		居宅内療養	常時病臥	
			精神性又は感染症	
			通院	
障害	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 愛の手帳 1・2・3 度			
	身体障害者手帳 3・4 級 精神障害者保健福祉手帳 3 級 愛の手帳 4 度			
	看護・付添い	1 か月以上の入院患者等の看護		
		1 か月以上の通院等の付添い		
		1 か月以上の自宅療養者の看護		
採用内定者等	4 月 1 日付で採用が内定していて、勤務内容が未確定な方			
	内定証明書等で勤務日数・時間が明確な方			
	現在学童保育クラブに在籍し求職中の申出書を提出している方			
その他				出 産
	災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合		

調整指標については 12~14 頁をご確認ください。

別記 1 号様式（裏）

2 調整指標 *以下の項目で、該当する項目すべてに○を記入してください。

(1) 利用年度の学年

1 年生	○	2 年生	3 年生	4 年生以上
------	---	------	------	--------

(2) 障害のある児童

4 月からの新学年に○をつけてください。

項目	該当状況
特別支援学校又は特別支援学級(固定学級)に在籍している 身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童	

(3) 世帯の状況等

該当する方のみ○をつけてください。

項目	該当状況
ひとり親世帯又は両親不在	
単身赴任	
通年で、毎月長期出張（1か月 15 日以上）がある場合	
就労等していない在宅の同居親族	
利用期間において、自立した日常生活が可能な 65 歳未満の祖父母がいる	
就労等していない親族	
利用期間において、自立した日常生活が可能な 65 歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる	

(4) 区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

項目	該当状況
教育委員会が定めた区立小学校の通学区域（調整区域を含む）に対応する学童保育クラブを希望する	○
教育委員会が定めた区立小学校以外を希望する	・定期的な欠席・早退がある場合に○をつけてください。 提出書類『学童保育事業利用申請書』の裏面（家庭状況書）の「児童の状況」を参照してください。

(5) 児童の状況

※定期的とは、毎月 4 週の中で、毎週 1 日以上を習い事などで欠席・早退する場合を指します。

	該当状況
週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は	
週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席	
週 4 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は	
週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席 又は	
週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 5 日の出席	
定期的な習い事等で午後 4 時まで（午後 4 時を含む）に早帰りすることが週 1 回以上ある	

※ この調査票を、「学童保育事業利用申請書」と併せて提出してください。

※ 詳細は目黒区学童保育クラブ利用申請のご案内の「目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指標）」を参照ください。

※ この利用基準調査票に虚偽等の記載があった場合、利用承認を取り消すことがありますのでご注意ください。